

## 特別町民合同相談開催

総務課

区分	相談員	相談日	時間	場所	内容
悩みごと相談	悩みごと相談員	10月19日(水)	午前10時 ～ 午後3時	福祉会館 2階	家庭内・近隣の悩みごと
行政相談	行政相談委員				国の行政機関やNTTなどの特殊法人の仕事に対する要望・苦情
人権相談	人権擁護委員・ 岐阜地方法務局職員				嫌がらせ・名誉そんなど
法律相談(※)	弁護士	10月20日(木)			取引・離婚などの法律的なこと
心配ごと相談	民生委員・児童委員				家庭内・近隣の心配ごと

(※) 法律相談は予約制です。

法律相談を希望される方は、10月7日(金)までの平日午前8時30分から午後5時30分の間に総務課へお申し込みください。

また、時間の関係上、相談は7人までとし、定員を超える場合は抽選となります。

## 行政相談週間 10月17日(月)～23日(日)

総務課

皆さんは、毎日の暮らしの中で、役所やNTT、郵便局などの特殊法人の仕事に、不満を感じたり、よくわからないということはありませんか？

そんな皆さんの声を総務大臣が委嘱した行政相談委員がお聴きします。

町では、岩田修さんと川口淑さんが行政相談委員に委嘱され、その解決と実現を図るため自宅で随時相談に応じています。

今月は自宅での相談以外に、19日(水)に福祉会館で行われる特別町民合同相談でも行政相談に応じます。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

なお、総務省岐阜行政評価事務所(岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎 ☎0570-090110)では、いつでも行政相談に応じています。

また、下記のホームページによる行政相談の受け付けも行っています。

<http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/gifu.html>

## 消費生活相談窓口へご相談を

環境経済課

町では、訪問販売や電話勧誘販売などによる商品・サービスの契約のトラブルや、商品品質の安全性の疑問など消費生活に関する相談に応じています。

日常の消費生活に関することで困ったことや不安に思った場合は、早めにご相談ください。

相談窓口	連絡先	相談時間
役場環境経済課 消費生活相談窓口	388-1301	月～金 午前9時～午後3時 (祝日、年末年始を除く)
岐阜県 県民生活相談センター 消費生活相談	277-1003	月～金 午前8時30分～午後5時 土 午前9時～午後5時 ※土曜日は電話受付のみ (祝日・年末年始・会館休館日を除く)
消費者ホットライン	0570-064-370	随時受付

緊急の場合は、岐阜羽島警察署(☎387-0110)、または警察総合相談窓口(☎#9110)へご相談ください。

**【問合先】** 環境経済課

## 借金返済にお悩みの方へ

認定司法書士が解決方法をご提案します。 **相談料無料**  
お気軽にご相談下さい。

**司法書士法人あおぞら合同事務所**  
AOZORA  
岐阜市加納新本町1丁目25番地(ベルウッド1階) ●JR岐阜駅南口より徒歩7分 ●駐車場完備  
TEL058-276-1751(要予約) <http://www.aozoralaw.com>



航空宇宙産業に  
貢献する

**株式会社 光製作所**  
羽島郡笠松町中野  
☎387-4361